

令和5年度牛乳・乳製品等消費拡大推進事業 業務委託仕様書（案）

農業政策課 農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和5年度牛乳・乳製品等消費拡大推進事業業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

令和5年度牛乳・乳製品等消費拡大推進事業

2 目的

本業務は、国際情勢等による農業資材や原料の価格高騰による影響を受けている、県内酪農家等を支援するため、牛乳・乳製品等の消費拡大、習慣化（以下、「牛乳等消費拡大」という。）を図ることを目的とする。

3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和6年3月1日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容及び実施時期

（1）県民の意識啓発事業

1）事業内容

メディアを活用した啓発、プロスポーツとの連携、牛乳を使った調理メニューによる牛乳等消費拡大の啓発を行う。

① メディアを活用した啓発

テレビ番組、CM、新聞広告等を活用した啓発を複数回、複数局において実施する。PRの一部には高校生の部活動を起用する。

② プロスポーツとの連携した啓発

県内のプロスポーツチームと連携した、牛乳調味料等を活用したPRを行う。

③ 牛乳を使った調理メニューの提案による消費の習慣化PR

ア スーパーの食品売り場における販売員（マネキン）等を活用したPR

1週間（7日間）を設定し、県内スーパー等の40店舗以上で一斉に同メニューを活用するなどした、販売員（マネキン）、ポスターやレシピブック等の販促資材による、PRを実施する。

イ 販売額調査

PRを実施した店舗の、PR期間における、令和4年度、令和5年度の牛乳販売量（数量・金額）を調査する。

④ 啓発資料の作成

ア 一般向け資料の作成

牛乳等消費拡大に関する一般に向けた啓発資料を作成する。

A4サイズ・両面カラー、2,000部を作成する。

イ 中・高校生向け資料の作成

牛乳等に関する食育に資する内容を主とした中・高校生に向けた啓発資料を作成する。

A4サイズ・両面カラー・2つ折り、3,000部を作成する。

ウ 小学生向け資料の作成

牛乳等に関する食育に資する内容を主とした小学生に向けた啓発資料を作成する。
A4サイズ・両面カラー・2つ折り、2,000部を作成する。

エ ショート動画の作成

若者を対象とした牛乳等消費拡大を図るショート動画を作成し、動画サイト又はSNSへ投稿するとともに、本投稿のQRコードをイ及びウで作成した資料に添付する。
作成・投稿に当たっては、若者等の視聴が促される企画について、併せて実施すること。

2) 実施時期

ア ①、②、③については、11月から1月の間に実施する。

イ ④については、契約後速やかに実施する。

(2) 高校生など若者の消費促進事業

1) 事業内容

牛乳の消費量が少ない高校生等に対し、食育等による牛乳等消費拡大の啓発を行う。

① 出前講座における牛乳・資料の提供

「高校生のための食育出前講座」において、牛乳及び資料を配布する。

配布資料は(1) 1) ④のイで作成した資料とする。

配布先の学校、実施日、納入業者との調整方法等については、別途指示する。(昨年度出前講座実施状況：11校 401人)

② 夜間定時制学校への牛乳・資料の提供

夜間定時制高校へ牛乳及び資料を配布する。

配布先の学校、実施日、納入業者との調整方法等については、別途指示する。(提供校数、人数：16校 634人)

配布資料は(1) 1) ④のイで作成した資料とする。

③ 食育大会の設営(企画・運営は県が行う)

ア 会場の設営一式(会場の選定、設営、機材確保、セッティング一式、これら費用の支出)(会場は300人規模)

イ 食育大会参加者への牛乳・資料の提供(参加者300人程度)

配布資料は、配布資料は(1) 1) ④のア、イ及びウで作成した資料とする。

④ 学校給食フェアにおける牛乳の提供及び資料配布

長野県庁及びホテル(ホテルは決定次第指定する。)で実施する学校給食フェア時に牛乳を提供するとともに、学校給食フェア時に資料を配布する。(昨年度450本提供)

配布資料は、配布資料は(1) 1) ④のア、イ及びウで作成した資料とする。

2) 実施時期

① 出前講座実施日

② 学校ごと調整

③ 令和5年12月(実施日時等詳細については別途指示する。)

④ 全国学校給食週間(1月24日～1月30日)

(3) ホテル・旅館など観光施設・企業連携事業

1) 事業内容

ホテル等において、県産牛乳・乳製品等を活用したフェアの実施に係る企画調整を行うとともに、県内の牛乳・乳製品等の販売施設などが掲載されたMAPを作成・配布し、県外者・外国人旅行者に向けた県産牛乳等消費拡大のPRを行う。

① ホテル等での県産牛乳等消費拡大PR

ア 1月間(30日間)を設定し、県外及び外国からの誘客が見込めるホテル等における、県産牛乳・乳製品を使用した食事の提供やPOPの設置等による県産の牛乳及び乳製品等のPRを行う「長野県産牛乳・乳製品フェア(仮称)」の実施について企画調整を行い、1箇所以上のホテル等で実施する。

- イ 食事に使用する牛乳・乳製品等の食材の一部提供のため、仕入れと配送を行う。
- ② 牛乳等消費拡大に係る資料の作成・配布
- ア 県内の以下施設について記載された、MAPまたは冊子を作成し、配布する。
冊子は、A4・両面カラー・24頁、15,000部とする。
- ・県産牛乳・乳製品の販売施設
 - ・県産の食肉加工品（ハム等）販売施設
 - ・観光牧場
 - ・その他、委託者が指定する施設等
- イ アにより作成した資料を「長野県産牛乳・乳製品フェア（仮称）」を実施するホテル等及び県内のサービスエリア、県内の道の駅、銀座NAGANO、長野県名古屋事務所、長野県大阪事務所、農産物マーケティング室に配布する。
各所への配布部数は別途決定する。
- ウ 県内の直売所を取りまとめたMAPまたは冊子を作成し、配布する。
MAPは、A1・両面カラー・ハリセン折り（マップ折り）、15,000部とする。
配布場所については別途決定する。

2) 実施時期

- ① 別途打合せの上決定する。
- ② 別途打合せの上決定する。

(4) 基本的な考え方

- 1) 長野県産の牛乳・乳製品等の消費拡大を念頭においた業務を行うこと。
- 2) 効果的な事業が実施されるよう、農産物マーケティング室と連携・連絡を密にとること。
- 3) 各事業の実施の際には、十分に告知がされるようにプレスリリース等を実施すること。
- 4) (1) ③における、牛乳を使った調理メニューは、新たに作成するのではなく、既存のメニューを活用することとする。
- 5) 作成するポスター・レシピブック・各資料は、配布ターゲットに合った内容とすること。
- 6) 各事業の食材の仕入れ先の候補は、必要に応じて農産物マーケティング室が示すこととする。
- 7) (3) ②アにおける、MAPまたは冊子は、施設等の情報のみではなく、読み手が魅力的に感じて実際に足を運ぶよう、一部施設の取材記事等を含めることとし、その取材に係る費用は受託者の負担とする。
また、掲載対象の施設の一覧については、農産物マーケティング室が示すが、掲載する施設の選定、掲載の可否、詳細な施設情報、掲載する写真等は受託者が確認することとする。
- 8) (3) ②ウにおける、直売所MAPに掲載する店舗は、農産物マーケティング室が示すこととするが、掲載の可否、掲載する施設情報は受託者が確認することとする。
- 9) 資料等に記載する文章や動画等については、事前に委託者の確認を受けること。
- 10) 本仕様書に記載の事業内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めることとする。

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書及び成果品を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

(3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、月に1度以上、委託者へ書面で報告すること。

8 成果品の帰属

(1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 本事業成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

9 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

(1) 受託者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。

(2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

(1) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。